

本人確認の具体的な証明の例

<p><b>【A】</b> 官公署が発行した証明書(顔写真付き)</p>	<p>マイナンバーカード※1、運転免許証、運転経歴証明書、住民基本台帳カード(顔写真付き)※2、パスポート※3、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳、海技免状、教習資格認定証、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、船員手帳、戦傷病者手帳、電気工事士免状、宅地建物取引主任者証、無線従事者免許証、耐空検査員の証、認定電気工事従事者認定証、特殊電気工事資格者認定証、航空従事者機能証明書、動力車操縦者運転免許証、運行管理者技能検定合格証明書、警備業法に規定する合格証明書 など</p>	<p><b>【A】</b> 1点提示</p>
<p><b>【B】</b> 法令に基づき発行されたもの※4</p>	<p>住民基本台帳カード(顔写真無し)、健康保険被保険者証、船員保険被保険者証、介護保険被保険者証、共済組合員証、国民年金手帳、国民年金・厚生年金保険又は船員保険の年金証書、共済年金又は恩給の証書、印鑑登録証明書※5 など</p>	<p><b>【B】</b>の2点提示 もしくは <b>【B】</b>1点+<b>【C】</b>1点提示</p>
<p><b>【C】</b> その他適当と認めるもの</p>	<p>学生証(顔写真付き)、法人が発行した身分証明書(顔写真付き)、国又は地方公共団体が発行した資格証明書(顔写真付き) など</p>	

- ※1 通知カードは本人確認の証明として認められません。
- ※2 住民基本台帳カードは住所地の市区町村で発行したものに限ります。
- ※3 パスポートは窓口請求の場合に限ります。
- ※4 健康保険証等の写しを提出する場合は、被保険者番号をマスキングしてください。
- ※5 交付申請書に押印した印鑑に係るものに限ります。